(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
i 要介護１ 967単位
ii 要介護２ 1,036単位
iii 要介護３ 1,103単位
iv 要介護４ 1,170単位
v 要介護５ 1,238単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
i 要介護１ 1,077単位
ii 要介護２ 1,145単位
iii 要介護３ 1,213単位
iv 要介護４ 1,280単位
v 要介護５ 1,347単位
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
i 要介護１ 952単位
ii 要介護２ 1,018単位
iii 要介護３ 1,084単位
iv 要介護４ 1,151単位
v 要介護５ 1,218単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
i 要介護１ 1,062単位
ii 要介護２ 1,127単位
iii 要介護３ 1,193単位
iv 要介護４ 1,261単位
v 要介護５ 1,326単位
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
i 要介護１ 891単位
ii 要介護２ 957単位
iii 要介護３ 1,023単位
iv 要介護４ 1,090単位
v 要介護５ 1,156単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
i 要介護１ 1,000単位
ii 要介護２ 1,066単位
iii 要介護３ 1,132単位
iv 要介護４ 1,199単位
v 要介護５ 1,266単位
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（１日につき）
(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)
a 要介護１ 794単位
b 要介護２ 860単位
c 要介護３ 926単位
d 要介護４ 993単位
e 要介護５ 1,060単位
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)
a 要介護１ 904単位
b 要介護２ 969単位
c 要介護３ 1,036単位
d 要介護４ 1,103単位
e 要介護５ 1,168単位
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（１日につき）
(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
i 要介護１ 1,166単位
ii 要介護２ 1,232単位
iii 要介護３ 1,298単位
iv 要介護４ 1,365単位
v 要介護５ 1,431単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
i 要介護１ 1,166単位
ii 要介護２ 1,232単位
iii 要介護３ 1,298単位
iv 要介護４ 1,365単位
v 要介護５ 1,431単位
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
i 要介護１ 1,109単位
ii 要介護２ 1,178単位
iii 要介護３ 1,248単位
iv 要介護４ 1,318単位
v 要介護５ 1,387単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
i 要介護１ 1,109単位
ii 要介護２ 1,178単位
iii 要介護３ 1,248単位
iv 要介護４ 1,318単位
v 要介護５ 1,387単位
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費
(一) ３時間以上４時間未満 654単位
(二) ４時間以上６時間未満 905単位
(三) ６時間以上８時間未満 1,257単位

注１ (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。